

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 多機能ゆのはま 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

利用者に対し、適正な(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供することにより要介護状態、要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

2. 事業者

- ・法人の名称 社会福祉法人思恩会
- ・法人所在地 山形県鶴岡市馬町字枇杷川原23番地
- ・代表者氏名 理事長 久保雄三
- ・電話番号 0235-26-7610

3. 事業所の概要

(1) 事業所の種類、名称、所在地、管理者等

- ・事業種別 (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・事業所名 多機能ゆのはま
- ・指定番号 0690700075
- ・所在地 山形県鶴岡市湯野浜一丁目19番28号
- ・管理者の職氏名 所長 野尻幸夫
- ・電話番号 0235-76-3780
- ・FAX番号 0235-76-3761
- ・通常の事業の実施地域 湯野浜・加茂・西郷・大山・京田・栄地区

(2) 事業所の職員体制

職種	職務内容	職員数
管理者 (本体事業所兼務)	事業所、業務の一元的な管理	1名
介護支援専門員	(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成等	1名
看護職員 (本体事業所兼務)	心身の健康管理、保健衛生管理及び看護業務	1名
介護員	日常生活全般にわたる介護業務、相談業務	7名以上

営業日	365日
営業時間	24時間
通いサービス	9時～16時
宿泊サービス	16時～9時
訪問サービス	24時間
登録定員	18名
通いサービス利用定員	12名
宿泊サービス利用定員	6名

(3) 居室等の概要

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	個室9室（1室9.71㎡）
食堂・ダイニング・居間	52.33㎡
調理室	14.32㎡
浴室	24.79㎡（特殊浴槽1・個人浴槽1・一般浴槽1） 個人浴槽、一般浴槽は湯野浜温泉浴
消火設備	スプリンクラー設備・自動火災通報設備・消火器

※ 上記は、厚生労働省が定める基準を満たしています。

4. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて複数の職員で協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画及び（介護予防）居宅サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画及び（介護予防）居宅サービス計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

サービス	内 容
通いサービス	事業所において、健康チェック、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。送迎も行います。
訪問サービス	利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
宿泊サービス	施設へ宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものです。

(1) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護費

基本料金（1か月ごとの包括費用（定額）となります）

介護区分	サービス利用料金	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
要支援1	34,500 円	1割	31,050 円	3,450 円
		2割	27,600 円	6,900 円
		3割	24,150 円	10,350 円
要支援2	69,720 円	1割	62,748 円	6,972 円
		2割	55,776 円	13,944 円
		3割	48,807 円	20,916 円
要介護1	104,580 円	1割	94,122 円	10,458 円
		2割	83,664 円	20,916 円
		3割	73,206 円	31,374 円

要介護2	153,700 円	1割	138,330 円	15,370 円
		2割	122,960 円	30,740 円
		3割	107,590 円	46,110 円
要介護3	223,590 円	1割	201,231 円	22,359 円
		2割	178,872 円	44,718 円
		3割	156,513 円	67,077 円
要介護4	246,770 円	1割	222,093 円	24,677 円
		2割	197,416 円	49,354 円
		3割	172,739 円	74,031 円
要介護5	272,090 円	1割	244,881 円	27,209 円
		2割	217,672 円	54,418 円
		3割	190,463 円	81,627 円

※ 月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

□加算料金（（介護予防）小規模多機能型居宅介護費）

①初期加算

種 別	サービス利用料金 (1日当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
初 期 加 算	300円	1割	270円	30円
		2割	240円	60円
		3割	210円	90円

※ 登録した日から起算して30日以内の期間について加算、30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様

②認知症加算（要介護1から5の方のみ）

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
認知症加算（Ⅰ）	9,200円	1割	8,280円	920円
		2割	7,360円	1,840円
		3割	6,440円	2,760円
認知症加算（Ⅱ）	8,900円	1割	8,010円	890円
		2割	7,120円	1,780円
		3割	6,230円	2,670円
認知症加算（Ⅲ）	7,600円	1割	6,840円	760円
		2割	6,080円	1,520円
		3割	5,320円	2,280円
認知症加算（Ⅳ）	4,600円	1割	4,140円	460円
		2割	3,680円	920円
		3割	3,220円	1,380円

※ 認知症加算（Ⅰ）：認知症介護に指導に係る専門的な研修を修了した者を配置し、専門的な認知症ケ

アを行った場合

認知症加算（Ⅱ）：認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置し、専門的な認知症ケアを行った場合

認知症加算（Ⅲ）：主治医意見書により認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方

認知症加算（Ⅳ）：要介護2で主治医意見書により認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱの方

③若年性認知症利用者受入加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
若年性認知症 利用者受入加算	8,000円	1割	7,200円	800円
		2割	6,400円	1,600円
		3割	5,600円	2,400円

※ 若年性認知症の利用者についてサービス提供を行った場合で、当該利用者ごとに個別の担当者を定めている場合。但し、②認知症加算を算定している場合は算定しない。

④看護職員配置加算（要介護1から5の方のみ）

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
看護職員配置加算（Ⅰ）	9,000円	1割	8,100円	900円
		2割	7,200円	1,800円
		3割	6,300円	2,700円
看護職員配置加算（Ⅱ）	7,000円	1割	6,300円	700円
		2割	5,600円	1,400円
		3割	4,900円	2,100円

※（Ⅰ）常勤専従の看護師を配置している場合

（Ⅱ）常勤専従の准看護師を配置している場合

⑤看取り連携体制加算（要介護1から5の方のみ）

種 別	サービス利用料金 (1日当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前 30日以下)	640円	1割	576円	64円
		2割	512円	128円
		3割	448円	192円

※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合で、次のいずれにも適合した場合

- ・ 看護師により24時間連絡できる体制を確保
- ・ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に利用者又はその家族等に対応方針の内容を説明し同意を得ている

但し、④看護職員配置加算（Ⅰ）を算定していない場合は算定しない。

⑥訪問体制強化加算（要介護1から5の方のみ）

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
訪問体制強化加算	10,000円	1割	9,000円	1,000円

		2割	8,000円	2,000円
		3割	7,000円	3,000円

※ 次のいずれにも適合した場合

- ・ 訪問サービスの提供に当たる常勤の職員を2名以上配置していること
- ・ 算定日が属する月における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること

⑦総合マネジメント体制強化加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
総合マネジメント 体制強化加算 (I)	12,000円	1割	10,800円	1,200円
		2割	9,600円	2,400円
		3割	8,400円	3,600円
総合マネジメント 体制強化加算 (II)	8,000円	1割	7,200円	800円
		2割	6,400円	1,600円
		3割	5,600円	2,400円

※ (I) について、(ア) (イ) (ウ) (エ) のいずれにも適合し、(オ) (カ) (キ) (ク) のいずれかに該当した場合

- (ア) 随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている
- (イ) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加している
- (ウ) 利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している
- (エ) インフォーマルサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している
- (オ) 地域住民との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている
- (カ) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協議し、地域において世代間交流の場の拠点となっている
- (キ) 地域住民や他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している
- (ク) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している

※ (II) について、(I) の (ア) (イ) のいずれにも適合した場合

⑧生産性向上体制加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
生産性向上体制加算 (I)	1,000円	1割	900円	100円
		2割	800円	200円
		3割	700円	300円
生産性向上体制加算 (II)	100円	1割	90円	10円
		2割	80円	20円
		3割	70円	30円

※ (I) について、生産性向上推進体制加算 (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果を確認している場合

※ (II) について、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた

改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合

⑨生活機能向上連携加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1,000円	1割	900円	100円
		2割	800円	200円
		3割	700円	300円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	2,000円	1割	1,800円	200円
		2割	1,600円	400円
		3割	1,400円	600円

※ (Ⅰ)について、介護支援専門員が、指定訪問リハビリ事業所、指定通所リハビリ事業所、リハビリを実施している医療施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の助言に基づき生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づきサービスを提供した場合、初回のサービス提供を行なった日の属する月に算定する。

※ (Ⅱ)について、介護支援専門員と、指定訪問リハビリ事業所、指定通所リハビリ事業所、リハビリを実施している医療施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者宅を訪問し共同で生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づきサービスを提供した場合、初回のサービス提供を行なった日の属する月から3か月間算定する。但し、(Ⅰ)を算定している場合は算定しない。

⑩口腔・栄養スクリーニング加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
口腔・栄養 スクリーニング加算	200円	1割	180円	20円
		2割	160円	40円
		3割	140円	60円

※ 事業所の職員が、利用開始時及び6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供した場合、1回につき算定する。

⑪科学的介護推進体制加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
科学的介護推進体制加算	400円	1割	360円	40円
		2割	320円	80円
		3割	280円	120円

※ 以下のいずれの基準にも適合している場合。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じてケアプランや計画を見直し、(1)に規定する情報その他介護サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

⑫サービス提供体制強化加算

種 別	サービス利用料金	負担割合	うち介護保険から	自己負担額
-----	----------	------	----------	-------

	(1ヶ月当たり)		給付される金額	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	7,500円	1割	6,750円	750円
		2割	6,000円	1,500円
		3割	5,250円	2,250円

※ 次のいずれにも適合した場合

- ・ すべての職員に対し、個別の研修計画を作成し研修を実施
- ・ 利用者に関する情報や留意事項の伝達、職員の技術指導を目的とした会議を定期的開催
- ・ 看護師又は准看護師を除く職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が100分の70以上

⑬介護職員処遇改善加算

種別	サービス利用料金(1ヶ月当たり)	うち介護保険から給付される金額	自己負担額
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス利用料金と算定した加算を足した額の10.2%	算定額の9割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定額の8割又は7割)	算定額の1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定額の2割又は3割)

※ 当事業所において厚生労働大臣の定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

⑭介護職員等特定処遇改善加算

種別	サービス利用料金(1ヶ月当たり)	うち介護保険から給付される金額	自己負担額
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	サービス利用料金と算定した加算を足した額の1.5%	算定額の9割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定額の8割又は7割)	算定額の1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定額の2割又は3割)

※ 当事業所において厚生労働大臣の定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している場合

⑮中山間地域等における小規模事業所加算

種別	サービス利用料金(1ヶ月当たり)
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数に10/100を乗じた額

※ 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合

⑯中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

種別	サービス利用料金(1ヶ月当たり)
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に5/100を乗じた額

※ 厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を超えてサービス提供を行った場合

⑰介護職員等ベースアップ等支援加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
介護職員等ベースアップ等 支援加算	サービス利用料金と 算定した加算を足し た額の1.7%	算定額の9割(一定以 上の所得がある65歳 以上の利用者は算定 額の8割又は7割)	算定額の1割(一定以 上の所得がある65歳 以上の利用者は算定 額の2割又は3割)

※ 介護職員等の賃金改善を実施している場合

(2) 短期利用(介護予防) 居宅介護費

□基本料金(1日につき)

介護区分	サービス利用料金	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
要支援1	4,240 円	1割	3,816 円	424 円
		2割	3,392 円	848 円
		3割	2,968 円	1,272 円
要支援2	5,310 円	1割	4,779 円	531 円
		2割	4,248 円	1,062 円
		3割	3,717 円	1,593 円
要介護1	5,720 円	1割	5,148 円	572 円
		2割	4,576 円	1,144 円
		3割	4,004 円	1,716 円
要介護2	6,400 円	1割	5,760 円	640 円
		2割	5,120 円	1,280 円
		3割	4,480 円	1,920 円
要介護3	7,090 円	1割	6,381 円	709 円
		2割	5,672 円	1,280 円
		3割	4,963 円	2,127 円
要介護4	7,770 円	1割	6,993 円	777 円
		2割	6,216 円	1,554 円
		3割	5,439 円	2,331 円
要介護5	8,430 円	1割	7,587 円	843 円
		2割	6,744 円	1,686 円
		3割	5,901 円	2,529 円

※ 次のいずれにも適合した場合

- ・登録者の数が登録定員未満であること
- ・指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が当事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合
- ・利用期間は7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)
- ・厚生労働大臣が定める職員の員数を置いていること
- ・提供するサービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たりの平均回数が週4回以上であること

□加算料金（短期利用（介護予防）居宅介護費）

①認知症行動・心理症状緊急対応加算

種 別	サービス利用料金 (1日当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	2,000円	1割	1,800円	200円
		2割	1,600円	400円
		3割	1,400円	600円

※ 認知症行動・心理症状があり医師が緊急に入所することが適当と判断し入所した場合、7日間を限度に算定

②生活機能向上連携加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
生活機能向上連携加算 (I)	1,000円	1割	900円	100円
		2割	800円	200円
		3割	700円	300円
生活機能向上連携加算 (II)	2,000円	1割	1,800円	200円
		2割	1,600円	400円
		3割	1,400円	600円

※ (I) について、介護支援専門員が、指定訪問リハビリ事業所、指定通所リハビリ事業所、リハビリを実施している医療施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の助言に基づき生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づきサービスを提供した場合、初回のサービス提供を行なった日の属する月に算定する。

※ (II) について、介護支援専門員と、指定訪問リハビリ事業所、指定通所リハビリ事業所、リハビリを実施している医療施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者宅を訪問し共同で生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づきサービスを提供した場合、初回のサービス提供を行なった日の属する月から3か月間算定する。但し、(I) を算定している場合は算定しない。

③生産性向上体制加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
生産性向上体制加算 (I)	1,000円	1割	900円	100円
		2割	800円	200円
		3割	700円	300円
生産性向上体制加算 (II)	100円	1割	90円	10円
		2割	80円	20円
		3割	70円	30円

※ (I) について、生産性向上推進体制加算 (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果を確認している場合

※ (II) について、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合

④サービス提供体制強化加算

種 別	サービス利用料金 (1日当たり)	負担割合	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
サービス提供体制 強化加算 (I)	250円	1割	225円	25円
		2割	200円	50円
		3割	175円	75円

※ 次のいずれにも適合した場合

- ・ すべての職員に対し、個別の研修計画を作成し研修を実施
- ・ 利用者に関する情報や留意事項の伝達、職員の技術指導を目的とした会議を定期的開催
- ・ 看護師又は准看護師を除く職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が100分の70以上

⑤介護職員処遇改善加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
介護職員処遇改善加算 (I)	サービス利用料金と算定した加算を足した額の10.2%	算定額の9割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定額の8割又は7割)	算定額の1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定額の2割又は3割)

※ 当事業所において厚生労働大臣の定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

⑥介護職員等特定処遇改善加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	サービス利用料金と算定した加算を足した額の1.5%	算定額の9割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定額の8割又は7割)	算定額の1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定額の2割又は3割)

※ 当事業所において厚生労働大臣の定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している場合

⑦中山間地域等における小規模事業所加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)
中山間地域等における 小規模事業所加算	所定単位数に10/100を乗じた額

※ 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合

⑧介護職員等ベースアップ等支援加算

種 別	サービス利用料金 (1ヶ月当たり)	うち介護保険から 給付される金額	自己負担額
介護職員等ベースアップ等 支援加算	サービス利用料金と算定した加算を足した額の1.7%	算定額の9割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定	算定額の1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は算定

		額の8割又は7割)	額の2割又は3割)
--	--	-----------	-----------

※ 介護職員等の賃金改善を実施している場合

□その他の費用

(1) 送迎費用及び交通費

通常の事業実施地域を越えて行う送迎費用、訪問サービスに要する交通費は実費となります。料金は、通常の事業の実施地域を越えた地点からの走行キロメートル数×単価円を徴収します。単価については、思恩会旅費規程に準ずるものとします。

- (2) 食事の提供に要する費用 朝食 315円・昼食 630円・夕食 500円
- (3) 宿泊に要する費用 1泊 1,800円
- (4) おむつ代 実費
- (5) その他の日常生活費 実費

□利用料金のお支払い方法

- (1) 利用料金は、1ヶ月ごとに計算し請求します。利用月の翌々月15日までお支払い下さい。
- (2) お支払い方法は、原則口座振替でお願いします。お支払いいただきますと領収書を発行します。

□利用料金の変更

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明いたします。

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ④事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ⑤他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮下さい。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年3回以上利用者及び職員等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨の誓約書を職員は提出しています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じるとともに、虐待が発生した場合には、市の窓口迅速かつ適切に通報し、市等が行う虐待等に対する調査等に協力するように努めます。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・ 苦情解決責任者：所長 野尻幸夫
 - ・ 苦情受付担当者：主任介護員 松浦久美
 - ・ ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分
 - ・ ご利用方法：電話 0235-76-3780、FAX 0235-76-3761、郵送、面接
- ※上記に限らず職員は24時間交替で勤務しておりますので随時申し立てください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鶴岡市長寿介護課	所在地：鶴岡市馬場町9-25 電話番号 0235-25-2111 FAX 0235-29-5658
山形県庄内総合支庁地域保健福祉課	所在地：東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 電話番号 0235-66-2111 FAX 0235-66-4053
山形県国民健康保険団体連合会	所在地：寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8006 FAX 0237-83-3354
山形県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：山形市小白川町2丁目3-31 電話番号 023-626-1755 FAX 023-626-1623

15. 協力医療機関、バックアップ施設

事業者は、下記の医療機関、歯科診療所、バックアップ施設に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力医療機関>

- ・ 名称 鶴岡市立荘内病院
- ・ 住所 山形県鶴岡市泉町4-20 TEL 0235-26-5111

<協力歯科医療機関>

- ・ 名称 谷家歯科
- ・ 住所 山形県鶴岡市日吉町11-21 TEL 0235-22-8312

<バックアップ施設>

- ・ 名称 特別養護老人ホームしおん荘

16. 運営推進会議の設置

事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるために、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

運営推進会議	構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、(介護予防)小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
	開催	隔月で開催
	会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

- ・平成 23 年 4 月 1 日 制定
- ・平成 24 年 1 月 1 日 一部改正
- ・平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
- ・平成 26 年 4 月 1 日 一部改正
- ・平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
- ・平成 27 年 8 月 1 日 一部改正
- ・平成 29 年 4 月 1 日 一部改正
- ・平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
- ・平成 30 年 8 月 1 日 一部改正
- ・平成 31 年 4 月 1 日 一部改正
- ・令和元年 5 月 1 日 一部改正
- ・令和元年 6 月 13 日 一部改正
- ・令和元年 8 月 1 日 一部改正
- ・令和元年 10 月 1 日 一部改正
- ・令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
- ・令和 2 年 7 月 31 日 一部改正
- ・令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
- ・令和 3 年 8 月 1 日 一部改正
- ・令和 3 年 10 月 1 日 一部改正
- ・令和 3 年 11 月 1 日 一部改正
- ・令和 4 年 5 月 1 日 一部改正
- ・令和 4 年 10 月 1 日 一部改正
- ・令和 5 年 4 月 1 日 一部改正
- ・令和 5 年 7 月 18 日 一部改正
- ・令和 5 年 10 月 28 日 一部改正
- ・令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

令和 年 月 日

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

事業所名 多機能ゆのはま

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 （続 柄 _____）